

議案第78号

栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例

栗山町立学校設置条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2 継立中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1 栗山町立小学校		別表第1 栗山町立小学校	
名称	位置	名称	位置
栗山小学校	栗山町中央3丁目311番地の1	栗山小学校	栗山町中央3丁目311番地の1
角田小学校	栗山町角田17番地	角田小学校	栗山町角田17番地
継立小学校	栗山町字継立191番地の1	継立小学校	栗山町字継立191番地の1
別表第2 栗山町立中学校		別表第2 栗山町立中学校	
名称	位置	名称	位置
栗山中学校	栗山町字湯地60番地の9	栗山中学校	栗山町字湯地60番地の9
継立中学校	栗山町字継立362番地		